

# 入札の周知

地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程により、次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年4月24日

地方独立行政法人山口県産業技術センター  
理事長 小関 浩幸

<b>1 入札に付する事項</b>	
(1)入札方式	入札参加資格要件を設定した制限付一般競争入札
(2)工事名	山口県産業技術センター北棟屋上他防水・外壁等改修工事
(3)概要	山口県産業技術センター北棟屋上及び外壁他の防水、壁面シーリング打替え及び塗装工事
(4)工事場所	地方独立行政法人 山口県産業技術センター (山口県宇部市あすとぴあ4丁目1-1)
<b>2 日程</b>	
(1)周知日(掲示日)	令和8年4月24日(金)
(2)入札参加申請の受付期間	周知日から令和8年5月19日(火)13時まで 必着
(3)仕様書に関する質問の受付期間	周知日から令和8年5月19日(火)13時まで 必着
(4)入札日時	令和8年5月25日(月)11時00分
(5)工事期間	令和8年6月5日から令和9年3月31日まで
<b>3 契約条項を示す場所</b>	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	
<b>4 競争入札に参加する者に必要な資格</b>	
(1)山口県建設工事等競争入札参加資格者名簿に <b>防水工事、A等級</b> で登録されていること。	
(2)山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。	
(3)経営事項審査を受審(周知日時点で有効なもの)している者であること。	
(4)防水工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。	
(5)国土交通大臣又は都道府県知事から、防水工事に係る総合評定値の通知を受けていること。	
(6)建設業法第3条第1項の主たる営業所を山口県内に有している者であること。	
(7)次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置できること。なお、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条第3項ただし書きの規定を受ける監理技術者(特例監理技術者)を配置する場合は、この限りでない。 ア この入札に参加しようとする者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係(制限付き一般競争入札参加申請書の提出日以前に3か月以上雇用関係)があること。 イ 監理技術者にあつては、 <b>防水工事業</b> に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。	
<b>5 入札参加申請に関する事項</b>	
(1)申請書類	ア 制限付一般競争入札参加申請書 イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し ウ 総合評定値通知書の写し エ 配置技術者の資格・雇用関係等確認書類
(2)申請書類等の交付方法	「ア」については、当センターホームページよりダウンロードすること。 ( <a href="https://www.iti-yamaguchi.or.jp/">https://www.iti-yamaguchi.or.jp/</a> )
(3)申請書類の受付方法	15. 担当まで、郵送または持参すること。
<b>6 入札参加資格の有無の通知</b>	
(1)日時等	申請書を受付けてから3日以内(土日祝日を除く)
(2)通知方法	Eメール通知(原本は郵送)
<b>7 入札関連書類の交付</b>	
(1)交付書類	入札条件、仕様書、内容質問書、入札書、工事費内訳書、委任状、入札辞退届、受領確認書
(2)交付方法等	入札参加資格を有する者へ、原則E-mailにて交付する。
(3)受領確認	入札関連書類の交付を受けた者は、受領確認書に必要事項を記入の上、15. 担当へ返信すること。 (原則Eメール)
<b>8 仕様書に関する質問</b>	
(1)質問の受付方法	仕様書について質問がある場合は、質問書に記載の上、15. 担当までFAX、Eメール、郵送、持参のいずれかの方法にて提出すること。
(2)質問の回答方法	令和8年5月21日(木)17時までに質問者に対して回答書を送付する。ただし、すべての者に共通して開示する必要があると判断したときは、ホームページ上で公開する。
<b>9 入札執行場所</b>	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター 共用棟2階第1会議室 (入札書の郵送、電信、電子メールによる送付は認めない。)	
<b>10 保証の要否</b>	
(1)入札保証金	免除
(2)契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債(利付国債であり無券面化していないものに限る。)の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払保証事業に係る法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約(定額填補型に限る。)又は当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)保証人	不要
<b>11 入札方法</b>	
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 低入札価格調査制度の適用の要否 否	
<b>12 落札者の決定方法</b>	
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	
<b>13 落札者が契約を結ばない場合の損害賠償金に関する事項</b>	
損害賠償金の額は、当該落札者が積算した契約金額の100分の10以上の額とする。	
<b>14 無効入札</b>	
(1)地方独立行政法人 山口県産業技術センター契約事務取扱規程(平成21年4月1日規程第19号)第10条に該当する入札。 (2)委任状を持参しない、代理人による入札。 (3)入札書を提出後に書換え、引換え又は撤回を行った入札。	

	(4)郵便、電信、電子メールによる入札。
	(5)当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札。
	(6)建設業法第26条に規定する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を、当該工事に配置することのできない者のした入札
	(7)工事費内訳書に次の不備がある入札 ア 入札時に工事費内訳書が提出されていないもの イ 商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できないもの ウ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が同一でないもの
<b>15 担当(契約担当および入札に関する問い合わせ先)</b>	
	地方独立行政法人 山口県産業技術センター経営管理部総務・人事グループ 山口県宇部市あすとぴあ4丁目1-1 電話0836-53-5050 / FAX0836-53-5070 / Eメール:nyusatsu@iti-yamaguchi.or.jp
<b>16 その他事項</b>	
	(1)申請書類の作成および提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
	(2)契約書作成の要否 要 (使用する契約約款:山口県建設工事請負契約約款(単年用))
	(3)この制限付一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「地方独立行政法人山口県産業技術センター制限付一般競争入札実施要綱」および入札参加資格を有する通知とともに交付する「入札条件」による。
	(4)支払条件 完成払いとする。但し、受注者からの請求があれば、請負代金の4割を超えない金額(10万円未満の端数切捨て)を前払金として支払う。